

報道発表資料の配付日時 4月22日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「(仮称)江差風力発電事業 環境影響評価準備書」に係る公聴会の開催と公述人の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>江差ウインドパワー株式会社が作成した「(仮称)江差風力発電事業 環境影響評価準備書」について、<u>公聴会を次のとおり開催するとともに、環境の保全の見地から意見を述べる公述人を募集します。</u></p> <p>1 公聴会の内容 環境影響評価法に基づき、江差ウインドパワー株式会社が作成した「(仮称)江差風力発電事業 環境影響評価準備書」について、北海道環境影響評価条例の規定により、道が公聴会を開催し、公述人から意見を聴取します。</p> <p>(1) 開催日時 平成31年5月15日(水) 19:00~</p> <p>(2) 開催場所 江差町保健センター会議室 (檜山郡江差町字中歌町193-1番地)</p> <p>2 公述人の募集 (1) 公述の申出 公聴会ではどなたでも公述できますが、公述したい方は募集期限までに、必要事項(公聴会で意見を述べたい旨、意見の概要、住所、氏名、連絡先電話番号)を記載した書面を道に提出する必要があります。 *詳細については添付資料「告示文」をご覧ください。 なお、公述の申出がない場合は公聴会を開催しないことがあります。</p> <p>(2) 公述人の募集期限 平成31年5月7日(火)(当日必着)</p> <p>※公聴会に関する情報については、北海道のウェブサイト(北海道の環境影響評価情報)にも掲載します。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/assessindex.htm)</p>		
参考	<p>○事業の概要</p> <p>種類: 風力発電所の設置 規模: 出力約21,000kW 事業実施区域: 檜山郡江差町</p> <p>○添付資料 告示文(写)</p>		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	<p>同時配付(場所) 同時レク 檜山振興局管内報道各社</p>

担当 (連絡先)	<p>環境生活部環境局環境政策課環境影響評価G(担当:武田)</p> <p>TEL (代表) 011-231-4111 (内線24-207)</p> <p>(直通) 011-204-5981</p>
-------------	---

北海道告示第10553号

(仮称)江差風力発電事業 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を次のとおり開催する。

平成31年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公聴会の日時、場所

- (1) 日時 平成31年5月15日(水) 午後7時00分から
- (2) 場所 江差町保健センター会議室
(檜山郡江差町字中歌町193-1)

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 江差ウインドパワー株式会社
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 森藤 次雄
- (3) 事務所の所在地 檜山郡江差町字泊町1144番地

3 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称)江差風力発電事業
- (2) 種類 風力発電所の設置
- (3) 規模 出力約21,000kW

4 対象事業が実施されるべき区域

北海道檜山郡江差町

5 関係地域の範囲

檜山郡江差町、檜山郡厚沢部町

6 公述人の決定等の手続

(1) 公述の申出

公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成31年5月7日(当日必着)までに、公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を郵送又は電子メールにより北海道知事に提出するものとする。

- ・ 郵送先 札幌市中央区北3条西6丁目(郵便番号〒060-8588)
北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
- ・ アドレス kansei.kanky@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 公述人の決定

知事は、(1)による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。

7 傍聴人の収容人員
約50人

8 その他公聴会の開催に関して必要な事項

北海道環境影響評価条例公聴会開催要領（平成11年6月12日施行）に基づき実施する。

- (1) 公聴会は、知事の指名する職員（以下「議長」という。）が主宰する。
- (2) 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- (3) 各公述人の発言時間は、それぞれ15分以内とする。ただし公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。
- (4) 公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。
- (5) 議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- (6) 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。
- (7) 議長は、公述人に対し質疑をすることができる。
- (8) 公述人は、質疑をすることができない。
- (9) 傍聴人は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (10) 傍聴券は、公聴会の当日、所定の受付で先着順により交付する。
- (11) 議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。
- (12) 傍聴人は、公聴会において発言することができない。
- (13) 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、その秩序を妨げ又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

9 公聴会の中止

議長は、天災地変その他の理由により公聴会を開催し、又は継続することが困難であると認めるときは、公聴会を中止することができる。この場合において、議長は、公聴会に代わる方法により、公述人の陳述を求めることができる。

10 公聴会に関する照会先

北海道環境生活部環境局環境政策課環境影響評価グループ
札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-204-5981